平成19年度第1回 青森県行財政改革推進委員会議 事 概 要

開催日時 平成20年1月30日(水) 14時~16時

開催場所 ラ・プラス青い森 2階「カメリア」

会議次第 1 開会

2 委嘱状交付

3 知事あいさつ

4 委員の紹介

5 委員長選出、委員長職務代理者指名

6 県側紹介

7 議事

- (1)これまでの行財政改革の取組状況について
- (2) 行財政の現状と新たな行財政改革の推進について
- (3)今後の推進体制とスケジュールについて

8 閉会

出席委員 石田委員、小形委員、木立委員、熊澤委員、須藤委員、竹鼻委員、鶴海委員、

長根委員、藤村委員、柳澤委員、若山委員 (以上11名)

県側出席者 三村知事、海老原総務部長、若宮行政改革・危機管理監、佐々木総務部次長

福田財政課長、小寺人事課長、林行政経営推進室長 ほか

議事要旨

1 開会

小笠原行政経営推進室副参事:ただ今から、第1回青森県行財政改革推進委員会を開会いたします。

2 委嘱状交付

小笠原副参事:はじめに、委員となられる皆様へ三村知事より委嘱状を交付いたします。お名前を 読み上げますので、その場にご起立いただき、委嘱状をお受け取りください。お受け取り後、ご 着席ください。なお、役職名は省略させていただきます。

(委嘱状を交付)

3 知事あいさつ

小笠原副参事:ここで、三村知事からご挨拶を申し上げます。

三村知事:本日ご出席の皆様方におかれましては、日ごろから県政全般にわたりまして格別のご理解、ご協力をいただいております。厚く御礼申し上げたいと思います。

このたびは委員就任をご快諾くださり、また、公募委員の皆様方には、みずから積極的なご応募くださいましたことを心から感謝申し上げたいと思います。

さて、私は青森県知事に就任以来、ただひたすらに、私ども青森県の再生、自主自立の青森県 づくりのため、県民の皆様方とともに全力で取り組んできました。

この間、本県のおかれた非常に厳しい行財政環境に対処するため、平成15年の財政改革プランの策定に続き、平成16年には青森県行政改革大綱を改定し、行財政の大改革を進めてきた結

果、2,567億円という、まさに県政の大改革を行い、平成16年時点で危惧されておりました 財源不足額の解消と、本県が目指す生活創造社会、暮らしやすさのトップランナーを求めること、 その実現に向けた諸施策の推進を両立させるなど、着実な成果を上げてきたものと考えておりま す。

しかしながら、その後の国の地方財政対策により新たな財源不足額が発生するなど、本県の行 財政を取り巻く環境は依然として厳しく、真に持続可能な行財政構造の確立には、いまだ道半ば を強いられておりますのが現状であります。

このため、これまでの行財政改革の流れを途切れさせることなく、引き続き強い意思を持って 改革に取り組む必要があると考え、平成21年度から新たに行財政改革を一体的に推進すること といたしました。

このたび皆様にお願いする「青森県行財政改革推進委員会」は、この新たな改革の基本となります「青森県行財政改革大綱」の策定と、策定後の取り組みの進捗状況についてもご意見、ご助言をいただくためのものでございます。どうか委員の皆様方には、県政全般にわたり忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とするところでございます。

これまでの4年余り、私ども、また県民の皆様方、そして県職員もそうでございますが、一体となって、簡単な言葉で言えば、青森県を潰したくない、潰してはいけないという思いで歩んで参りました。

大変に厳しい道のりではありました。にもかかわらず、繰り返しになりますが、平成16年の地財ショック、交付税等12%削減がなされ、その後もまた毎年毎年の削減を強いられる。その中において、大変に厳しい局面を我々としても、県民の皆様方ともども、そして、全力で踏ん張ってくれた職員ともども過ごしてきたという実感、本当の心からの思いがございます。あるときは、予算を一度組んでから250億円足りなくなる、どうするんだという中で歯を食いしばって、何としてでも潰してはいけないという方向性の中で組み上げたことを思い出しております。

しかしながら、何とぞ行財政改革に提案をくださいます皆様方にお願いしたいこともございます。我々は、決して未来に向かって希望を失っていないということ。行財政改革は常に未来の青森県のために、次の世代の子供たちのために、まさに安定した基盤において、持続可能な青森型社会において、次の世代が頑張っていける。そのための、まさに基礎中の基礎を今、前回の改革を県政史上130年において初めての改革と申し上げましたが、それにまた引き続いていく135年目のとでも申しましょうか、そんな思いでございます。すべて未来に向かってということであります。

しかしながら、県経済をすべて失速させるような形ではなく、改革のために改革ありきではなく、改革をしながら、しかしながら、ここでともに暮らしていける仕組みづくりなのだと。そして、行政においても、公の業務とは何なのか。これを簡素化することによって、民の方々のご協力、NPO等は非常にいい活動をしてくださっておりますが、そういったこと等を含めて、ともに青森県を支えていくという、気持ちを一つにしていける行財政改革を私としては皆様方と策定したい、そういう思いでございます。

ここに青森県をなくさずにみんなで生きていけるのだと、その仕組みをともに考えようという 気持ちで、率直にまさに忌憚のないご意見、思っていること、また、こうあるべきだということ をどんどん活発にお示し、お話しいただくことを心から願う次第でございます。

これから短期、非常に厳しいスケジュールの中で皆様方にもお集まりいただくことになると思

います。何とぞその点もあわせてご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、本日のお願い、 御礼のご挨拶とします。ありがとうございました。お世話になります。

小笠原副参事:恐れ入りますが、三村知事は公務都合により、ここで退席させていただきます。

4 委員の紹介

小笠原副参事:それではここで、改めまして委員の皆様をご紹介いたします。委員の皆様は、恐縮でございますが、ご紹介の際、その場でご起立をお願いいたします。

日本労働組合総連合会青森県連合会会長、石田隆志委員です。

特定非営利活動法人ケアプラス理事長で公募委員の、小形晃一委員です。

青森公立大学経営経済学部教授、木立力委員です。

青森県農業経営士、熊澤代千美委員です。

むつ市女性団体連絡協議会会長、須藤恵子委員です。

有限会社竹鼻製麺所代表取締役、竹鼻文子委員です。

日本銀行青森支店長、鶴海誠一委員です。

清風荘ケアサポートセンター夜越山施設長、長根祐子委員です。

はちのへ女性まちづくり塾生の会代表で公募委員の、藤村幸子委員です。

特定非営利活動法人NPO推進青森会議副理事長、柳澤泉委員です。

株式会社若山経営代表取締役で税理士の、若山恵佐雄委員です。

なお、本日、一橋大学大学院法学研究科教授、辻琢也委員は、ご都合により欠席されております。

5 委員長選出、委員長職務代理者指名

小笠原副参事:次に、委員長の選出に移ります。委員長は、青森県行財政改革推進委員会設置要綱第4条第1項の規定により、委員の互選によることになっております。どなたかご推薦はございませんでしょうか。

若山委員:青森公立大学の木立力委員を推薦いたします。

小笠原副参事:ただいま若山委員から、木立委員をご推薦するというご発言がありましたが、皆様 いかがでございましょうか。

(拍手)

小笠原副参事:異議がないということでございます。それでは、木立委員に委員長をお願いしたい と存じます。

委員会の会議でございますが、設置要綱の規定によりまして、委員長が議長となりますので、以 後の議事進行につきましては、木立委員長にお願いしたいと思います。早速ですが、木立委員長 には議長席の方へお願いいたします。

木立委員長:ただいま選任されました、青森公立大学の木立でございます。よろしくお願いいたします。

委員長を受けるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。ただいまの県知事のお話にあったように、県の財政は一定の改革の成果を見ているものの、その後与件の変化によりまして、一層厳しい状況が続いております。そのような中、青森県庁の方々は、行財政の必要性あるいは詳細については最もよく熟知しておられることと思いますが、私たち委員は、外部だからこそよく見えるという課題もあろうかと思います。その点、委員の皆様には、日ごろの率直な意見を賜って

進めたいと思っておりますので、今後、協力のほどよろしくお願いいたしたいと思います。 以上でございます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に、設置要綱第4条第2項の規定によりまして、職務代理者を決めることになっております。僣越ですが、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、若山委員に委員長職務代理者をお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。 (拍手)

どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

6 県側紹介

木立委員長:それでは次に、事務局から県側の出席者を紹介していただきたいと思います。 林行政経営推進室長:本委員会の事務局を担当いたします行政経営推進室の林と申します。よろし くお願いいたします。

それでは、私から本日の県側出席者をご紹介いたします。

海老原総務部長でございます。

若宮行政改革・危機管理監でございます。

総務部、佐々木次長でございます。

福田財政課長でございます。

小寺人事課長でございます。

また、本日は、各部局の主管課長等が出席してございます。よろしくお願いいたします。

7 議事

木立委員長:それでは、議事に入ります。お手元の資料にございますように、本日の議題は3件ございます。関連がありますので、一括してご説明いただいてからご質問などを伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

若宮行政改革・危機管理監:それでは私から、議事(1)本県におけるこれまでの行財政改革の取組状況についてご説明申し上げます。資料1をごらんいただきたいと思います。

「1 これまでの経緯」

行政改革につきましては、平成7年11月に第1次青森県行政改革大綱を策定してから、2次、3次と、それぞれ3年の期間で行政改革に取り組み、平成16年12月には、第4次の行政改革大綱を策定して、この場合は平成16年度から平成20年度まで5年間ということで、現在取り組んでいるところであります。

財政改革につきましては、平成11年に中期財政見通しを策定し、毎年度改定して公表して参りました。その後、平成15年11月に、取組期間5年間の財政改革プランを策定し、その後、いわゆる地財ショックによる財源不足の拡大、つまり、財政改革プランを策定した当時から財源不足が大幅に拡大したわけでございますが、それを受けたモデルチェンジのような形で、中期的な財政運営指針を策定しているところでございます。

これら行政改革大綱、財政改革プランの取組期間がいずれも平成20年度をもって終了すること、また、平成17年度以降、地財対策による影響により財源不足が新たに出ておることで行財政基盤の確立は道半ばを強いられていることから、次なるステージでは、行政改革と財政改革を一体的に推進することとし、新たな行財政改革大綱を策定することとしたものでございます。

「2 第4次青森県行政改革大綱に基づく取組の概要」

趣旨としては、自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立を図り、ふるさと青森県の未来を拓く「生活創造社会」の実現を目指すために、その土台固め、あるいは下支えとして、取組期間を平成16年度から20年度までとし、3つの推進項目を掲げて行財政の大改革に取り組んできたところでございます。

取組の主なものでございますが、「組織の見直し」では、海洋学院など4施設を廃止したほか、 釜臥荘など社会福祉施設4施設を民間へ移譲しております。警察署・交番等については、交番・駐 在所再編プランにより統廃合を行い、20警察署215交番等から18警察署、161交番等へ統 廃合を行っています。本庁・出先機関の見直しについても、地域県民局の設置、農業改良普及セン ターの農林水産事務所単位での統合、五所川原県土整備事務所及び鰺ヶ沢県土整備事務所の統合な ど、より簡素で効率的、効果的な執行体制の構築を図るため、毎年度、機動的に組織の見直し等を 実施してきたところであります。

「定員適正化等」では、一般行政部門において、定員適正化計画により、5年間で800人の適正化を図ることとし、現在取り組んでいるところでございます。平成16年度から平成18年度の3年間の取組の実績としては、計画ベースでは379人でございましたが、実績としては、この3年間で480人となっているところでございます。

「給与の適正化等」では、給与構造改革による見直しや特殊勤務手当の見直し、いわゆる給与カットなどを行い、19年4月1日現在のラスパイレス指数が98.2、順位にして全国第37位ということになっております。

「総務事務センター設置による給与事務等の合理化」については、事務処理システムを運用している出先機関を含めて、給与事務などを集中処理することによりまして、年間8億4,700万円の縮減効果を見込んでいるところであります。

「ファシリティマネジメントの実施」では、専担組織を設置して取り組んでいる自治体としては全国2番目であり、清掃業務委託等に係る仕様書及び積算基準の統一や、群管理、グループによる管理による発注により県有施設の維持管理コストについて縮減等を図っていくものでございます。 平成15年度当時との対比で平成18年度を見ますと、率にして22.5%、金額にして約2億4,200万円ほどの縮減効果を上げているところでございます。

「地方独立行政法人への移行」では、工業系、農林水産系の4試験研究機関を統合して、平成2 1年4月に一つの地方独立行政法人を設立するということを基本方針として既に決定しております。 また、県立保健大学については、平成20年4月に公立大学法人化することとし、既に定款を制定 しておるところでございます。

「公の施設への指定管理者制度の導入」では、これまでにトータルで64施設が導入しております。その結果、従来、管理委託をしていた(財)青い森みらい創造財団、(社)青森県産業振興協会の水族館管理部門などを廃止したところであります。

「公社等の理事長候補者」では、公正性、透明性の確保の観点から、全国で初めて公募制の導入をしたところであり、平成16年度以来、延べ7公社等で公募制による理事長等の決定をしている

ところでございます。

「3 これまでの取組状況」

取組の項目数を実施工程ベースで申し上げますと、654の取組をやってきたところです。

進捗状況としては、徹底・加速による前倒し等により、計画を上回る実績が上がっており、それが差引の欄でございます。

経費削減効果は、一般財源ベースで、16年度から20年度までの5年間で402億円となる見通しとなっているところです。

以降は、主な実施内容について取組項目ごとに取りまとめたものですが、説明は省略させていた だきたきます。

小寺人事課長:引き続きまして、私から、資料2に基づき、本県の組織・職員数の状況についてご 説明をさせていただきます。

「本県の組織体系」

総務部から出納局までの7部2局は、いわゆる知事部局と言われる組織でございます。また、 県土整備部の公営企業担当と病院局は、電気事業、工業用水道、病院事業の県の公営企業を担当 する組織でございます。このほか、県議会、各種行政委員会がございますが、この各種行政委員 会とは、公安委員会、教育委員会、人事委員会等でございます。

「各部局の分掌事務」

総務部では人事、予算等の事務を、企画政策部では県行政の総合的な企画調整等に関する事務を、環境生活部では県民生活の向上や生活環境、自然環境の保全に関する事務を、健康福祉部では、保健・医療、公衆衛生、社会福祉、社会保障等に関する事務をそれぞれ担当しております。

商工労働部では商業、工業、観光、労働等に関する事務を、農林水産部では農業、林業、畜産業、水産業等の農水全般に関する事務を、県土整備部では道路、河川、都市計画等の県土の整備に関する事務を、エネルギー総合対策局ではエネルギーに関する事務をそれぞれ担当しております。

「青森県行政機構図」

総務部から出納局までのいわゆる知事部局には、本庁の組織として57の課と5つの室、3つのチームを置くほか、地域における県の総合窓口として、県内6地域に設置している地域県民局をはじめ、出先機関として38の公所と2つの非公所を設置しております。また、公営企業を担当する組織である県土整備部には公営企業課等を、病院局には経営管理課、病院を設置しております。

「職員数の部門別内訳」

職員数の合計は2万2,073人となっており、その内訳は警察部門2,647人、公営企業等部門862人、一般行政部門4,802人、教育部門1万3,762人となっております。また、一般行政部門の職種別内訳では、最も多いのは農林水産の1,585人で、全体の33%を占めております。

「一般行政部門職員数の推移とこれまでの定員適正化の取組状況」

一般行政部門職員数とは、教育、警察、大学、病院、公営企業を除く部門の職員数で、大まかには知事部局の職員の数としてみていただければと思います。定員適正化につきましては、これまでも積極的に取り組んできておりまして、昭和60年4月1日から平成19年4月1日までの間におきまして、約1,400人の削減を図ってきたところです。また、現行の定員適正化計画にお

きましては、平成16年度から平成20年度までの5年間で800人を削減することを目標としており、平成19年4月までに480人、割合にして60%の削減を図っております。計画期間満了の平成21年4月を目指し、鋭意取組を進めている状況にございます。

福田財政課長:続きまして、財政状況のご説明をさせていただきます。

資料3は、本県の予算の内容がどういったものになっているのか等をわかりやすく示したカラーパンフレットでございますが、本日は時間の関係上説明は割愛させていただき、次の資料4に沿って、ご説明を申し上げたいと思います。

「1 これまでの行財政改革への取組み」

財政改革プラン、行政改革大綱に基づきまして、本県としてしっかりと改革に取り組んできたところですが、一方で、本県財政の足元、基盤を振り返ってみますと、東京や大阪、愛知のように大きな会社があるわけでもなく、非常に自主財源に乏しく、脆弱な財政構造であるということが言えるかと思っております。

その結果、地方交付税に依存している部分が大変大きいわけですが、地方交付税などに関しまして、平成16年度以降、国の地方財政改革の進展に伴い、大変大きな収入の減少があったという状況で、財政状況といたしましては、大変危機的な財政状況が続いてきたということでございます。

そうした中でも、改革をしっかりと推進することによって、前向きな諸施策として、生活創造社会を着実に推進するための財源はしっかりと確保しながら、同時に、将来世代に対してきちんと責任を果たしていくということ、具体的には、持続可能な財政構造の確立ということですが、そういった面でも一定の成果を上げつつあるということでございます。

少し技術的なお話ですが、これまでの4年間を数字の面で振り返ってみると、財政改革プランを 平成15年に策定した際には、平成16年から平成20年の5年間で大体2,000億円ぐらいお 金が足りないであろう。4年間に換算しますと、 1,581億円となっておりまして、これを何 とか解消しなければいけないという形で改革に取り組んできたわけでございます。これについて は、しっかりと改革を実行することによって1,482億円を確保するとともに、若干、基金の取 り崩しも99億円行って、当初想定していた内容でいけば、何とか対応ができてきたということ でございます。

ただ一方で、その当時想定がつかない程度に地方交付税が大幅に、それを上回るスピードで減少いたしまして、過去4年間で、この1,581億円に加えまして、970億円という、これも大変巨額な数字でございますけれども、減ってしまったということでございます。

平成16年度だけで、今申し上げた970億円という影響があったわけでございますが、平成17年度以降も、さらに毎年地方交付税が減少したことによりまして、このトータルが 392億円。先ほどの970億円と合わせれば、合計で1,362億円という財源不足が新たに生じたということでございます。

から までの3つを合計いたしますと、2,943億円という大変巨額な財源不足がありました。これに対しまして、本県としては、当然、財政改革プランで想定していた1,482億円と99億円の改革はきちんと実行するとともに、さらにその改革を加速、進化させることによりまして、行政改革大綱、各年度の予算編成での対応、あるいは、やむを得ざる措置の一つとして特例債の活用といったもので、さらに1,085億円の財源を生み出したということでございます。

トータルでそういう数字を申し上げさせていただきましたけれども、2,943億円の財源不足に対しまして、本県で対応したのは2,567億円、かなりの部分は改革で対応してきたということでございます。

そういった形でしっかりと改革で対応はしてきたわけでございますが、本県の懸命の努力にもかかわらず、元来、自主財源に乏しく脆弱な財政構造を抱える本県にとりましては、地方交付税の 大幅削減という影響は大変に大きなものでございまして、持続可能な財政構造の確立という目標 に向けてはいまだ道半ば、というのが現在の厳しい財政状況でございます。

一方で、持続可能な財政構造に向けて一定の成果は上げているということでございまして、具体的には、ストック面での財政構造改革の進展ということで、ここでは「元金ベースのプライマリーバランス」という言葉を使わせていただいておりますけれども、毎年、県債残高がどれだけ増えたのかという数字です。これをフローではなくてストック、要は、県債残高が毎年どのくらいの水準になっているのかという数字を見ていただきますと、今まで右肩上がりで増えてきた部分が、近年は何とか横ばいに近い状況まで伸びが抑えられてきているということでございます。

また、改革は大事なわけでございますけれども、本県の悲願でございます新幹線、そのほか生活 創造社会の実現のための前向きの諸施策といった部分には、これまでの財源をきちんと確保しな がら改革に取り組んできたということでございます。

「2 行財政改革の今後の課題」

先ほどストック面での改革は相当程度進展したということを申し上げたわけですけれども、一方で、フローで見たときにどうなのか。毎年の財政運営、その年の収入でその年の歳出、支出を賄えればそれが一番望ましいわけでございますけれども、残念ながら、本県はそういう状況にはなく、毎年、基金、県が持っている貯金を取り崩しながら何とかギリギリの財政運営をしているというのが本県の財政の実態でございます。

毎年の基金取崩額の推移をみますと、平成16年度の162億円が、平成17年度に89億円と 改善したわけでございますけれども、それ以降は、これは社会保障費の増大といった要素もいろ いろあるものの、財源不足額は残念ながら拡大基調にある。ストック面で県債残高の伸びが止ま りつつあるわけでございますが、毎年足りない財源はどうかと見れば、まだまだ今後の課題が 残っているということでございます。

今申し上げたフローとストック、2つで非常に対照的な財政状況の光と影の部分があるわけでございますけれざも、その2つを足してみたときにどうなのかというのが「(仮称)現年度財政収支」でございます。こちらを見ますと、平成16年度から平成17年度に大きく改善しているわけですけれども、平成17年度以降、地方交付税が毎年減少している中で、何とか貯金の取崩額、あるいは、県債の伸びの抑制といったものをトータルいたしますと、何とかギリギリ横ばいで踏みとどまってきたというのが現在の状況ではないかと考えてございます。

財政改革プランは、平成16年度から取り組んできたわけでございますが、青森県を絶対に潰さない、財政用語で申し上げれば、財政再建(再生)団体に転落させないといったことが一番の目標になろうかと思っております。そういったことは毎年これまで何とかやり繰りしてきたという

それから、ストック面につきましては、利払い分を含めて、「元利ベースのプライマリーバランス」を黒字化して、平成20年度当初予算におきましては、県債残高の伸びを実質的に抑える方向で考えていく必要があるのではないかということでございます。

それ以降、本来、基金、貯金を取り崩さなくても毎年の収入で支出を賄えるというのが「財政収支の均衡」になるわけですが、そういったことを目指していくわけでございますけれども、現在の当面の情勢、財政事情も踏まえれば、当面は、「(仮称)現年度財政収支」の数字を何とか改善させていくことができればといったことが、今後の目標に成り得るのかなということでございます。

もう一つ、先ほど「財政再生団体への転落回避」ということを申し上げましたけれども、この危機が去ったのかといえば、実は貯金が減ってきている中で、この危機からは遠ざかっていると言える状況ではなくて、引き続きこうした転落の危機の中にいるというのが本県の財政事情でございます。

次は、少し各論となりますが、収入に応じた部分で支出が賄えれば一番いいわけですけれども、 基本的には、収入に応じて支出を見ていくということが基本的な考え方なのかなということでご ざいます。そのためには、やはり身の丈に合った支出が大事なわけでございます。

人件費について東北各県を比べますと、身の丈指標、具体的には対標準財政規模と言われる全県トータルの一般的な団体の標準的な規模で、全国共通の尺度となるものですが、その指標を基準にして人件費を見てみれば、抑制ペース、水準ともに東北平均並みでしっかりとやってきています。ただし、秋田、岩手、北東北3県の比較では、依然として高水準であるということが実態かと思っております。ただ、ここで補足させていただかないといけないのは、県職員一人一人の給与の水準が高いということではなくて、こういう結果になったのは、定員が岩手や秋田と比べるとやや多いことが背景にあるのではないかと考えているところです。

また、普通建設事業費についても、東北各県と同様、事業規模でピーク時に比べて半分程度の水準となっているわけでございますけれども、残りの県と相対的に比較すれば、投資の規模、それから身の丈水準ともに東北6県の中でトップという現状にございます。

また、他県との比較で見ますと、平成18年度までは乖離が縮小する傾向で参りましたけれども、 平成19年度は他県が大幅に抑制したことによりまして乖離が拡大しているという状況にござい ます。

「 3 持続可能な行財政基盤の確立に向けた次なるステージ 」

背景としては、変化の激しい時代になっております。周りが変化すれば、行政、財政のあり方もそれに応じて変わらなければならない。世の中が変わっているのに行政、財政がそのままだということは基本的にあり得ないことでございまして、やはり世の中の変化に合わせて行政や財政も変わり続けていかなければならない。そういった意味では、不断の努力が当然に必要なのかなということでございます。

地方分権、地域間競争時代に即した持続可能な行財政基盤の確立、あるいは、生活創造社会の推進を支える行財政基盤の確立、それから、国の歳出・歳入一体改革への対応といったもの。環境の変化では、先ほど申し上げた収入の部分が「歳入環境の劇的変化」という言葉を使わせていただいておりますけれども、大変に大きく変化している。こういった状況にどうやって財政を合わせていくのかといった部分。国の財政再建改革路線の影響を強く受けて、これだけ県民が努力してきたものでございますので、本来であれば持続可能な財政基盤はこれまでの努力からすれば構築できたのではないかということではございますけれども、国の地方財政改革の影響というもので、結果としては、いまだ道半ばという現状にございます。

内容としては、今後を見通したときに、やはりこれまで改革をしっかりと取り組んできているわ

けでございますけれども、平成21年度以降も目標を掲げつつ、身の丈、財政力に見合った行財 政構造の構築など、安定した行財政基盤の確立を目指して改革努力を継続していかなければなら ないのではないか。あるいは、今後の厳しい財政見通しの中でも、青森県を決して潰さない、財 政再建(再生)団体に転落させないといった方針を堅持していくべきではないか。一方で、前向 きの諸施策、青森県が目指す生活創造社会の推進といったことをしっかり支えるような財政基盤 をつくっていかなければいけないのではないか。それから、そういった中で、量的な部分だけで はなくて、改革を質的な面から加速・進化させていく必要があるのではないか。こういった視点 でこちらの部分を掲げさせていただいているところでございます。

「 4 今後のスケジュール 」につきましては、後ほどまたご説明がありますので、説明を省略させていただきます。

「5 今後の財政見通し」

中期財政試算につきましては、今まさに20年度当初予算編成の真っ只中にあるわけでございますけれども、平成20年度予算でどの程度お金が足りないのかという試算を去年の秋にしたものでございます。その試算によりますと、平成19年度は198億円の財源不足であったものが、そのまま自然体でいけば、社会保障費が増えたり、公債費が増えたりしてまいりますので、246億円まで足りないお金が拡大するのではないか。これを、予算編成の中で何とか圧縮に努めているところが現状でございます。

【参考】は、先ほどから地方交付税が大幅に減少しているということで申し上げておりますが、 そういうものが仮になかりせば、実は何とか財源不足額をほぼ収支均衡するような姿で現在の財 政を運営することができたのではないかという資料でございます。

平成21年度以降の財政見通しということでは、まず歳入につきまして、どのくらい税収が上がるのか、地方交付税が入ってくるのか。こういった見通しは、これだけ不透明な世の中でございまして、なかなか先を見通すことは非常に難しいという現状にございます。また、歳出を見ましても、社会保障費がどのくらい伸びてくるのかとか、そういった部分の見通しも大変に難しい。そういった意味では、先行きの見通しが大変難しく、なかなかきちんとした見通しをお示しすることは難しいのかなと思っております。

もう一点は、財政改革プラン、行政改革大綱とも平成20年度までの取組となっておりまして、 平成21年度以降は何か具体的な改革の取組が決まっているわけではないので、そうした改革な かりせばの、自然体の試算にならざるを得ないという状況でございます。

そうしたことでございますけれども、地方一般財源総額、つまり、県税と地方交付税を合わせた 収入を見ますと、国のほうで平成23年度まで5年間のキャップみたいな歳出抑制の方針が今取 り決められておりますので、そういった前提で国の試算などを踏まえますと、なかなか地方の収 入が増えるということは当面、平成23年度ぐらいまでは難しいのかなという状況でございます。

ここ最近、地方重視ということで格差是正の観点で、地方に対して重点的な交付税の配分等があるという話があるわけでございますけれども、そういう方向に舵が切られているということにつきましては大変ありがたく、また、そういう方向にあるのかなと思っておりますが、これまで減少した地方交付税の額に比べれば微々たる額で、実態といたしましては、減り続けてきた地方交付税が、増えるというよりは下げ止まったのかなと。この先またどうなるかはわかりませんけれども。

そこで2つのケース、何とか19年度水準を引き続き確保していけるケース1と、さらに減り続

けるケース2の場合で試算しておりますが、今の実態はケース1に近いような状況であるのかな と。増えているというような状況には、残念ながら、今の時点では立ち至っていないのかなとい うことでございます。

その前提で、大変極端な前提でございますけれども、平成21年度、改革は何もしない。あるいは、今申し上げた、収入はケース1、ケース2と前提を置きますと、平成21年度の財源不足額は、330億円から399億円という大変大きな数字になりまして、基金の残高で見ますと、もし何もしなければ、これは大変機械的な試算でございますので、果たしてこの結果が実現するというものではございませんが、基金が枯渇してしまうという大変に厳しい状況ということでございます。

繰り返しになりますけれども、機械的試算ということでございますので、本当にそうなるかどうかということはまた別の話ではございますが、一方で、数字というのは大変正直なものでございまして、計算してしまうと、こうした大変厳しい財政の実態が数字として出てきてしまうというのが足元の財政状況ということでございます。

そうしたことを踏まえながら、今後考えられる方策といたしましては、 < 財源不足額への対応 > といたしまして、行財政改革の継続等、当然、本県としてしっかり取り組むべきことは取り組んで改革を進めていくことが必要なのかなと。一方で、本県のような財政力の弱い地方公共団体が安定的な財政運営を行うためには、地方交付税の総額確保、あるいは、財源調整機能などの堅持・強化を国に対して引き続き要請していく必要があるのかなということでございます。

また、緊急避難的なく財源対策>というものも、こういった財政事情を踏まえれば考えなければいけないわけでございまして、基金の取り崩し、特例債の活用、あるいは、公債費の平準化対策も視野に入れながら、当然、無制限ということではなくて、先ほど申し上げた県債残高が結果的に増え続けるということになってはいけませんので、そういった財政規律を持ちながら、緊急避難的な措置もとりながら、何とか青森県を財政再生団体に転落させないという形、さらに、将来世代に対してしっかりと責任を持てるような持続可能な財政構造を実現していく、こういったことが引き続き必要なのかなと考えているところでございます。

私からの説明、わかりにくい点が多かったと思いますが、以上となります。

林行政経営推進室長:それでは、資料説明の最後になりますが、行財政改革の推進体制と今後の大まかなスケジュールについて、資料5と資料6に基づき、ご説明いたします。

まず、資料5に基づき、行財政改革の推進体制についてご説明を申し上げます。

行財政改革推進本部が、行財政改革を進めるに当たっての最終的な組織になるもので、知事を本部長といたしまして、副本部長が副知事、以下、本部員として地域県民局長、各部長など、県のいわゆる幹部が中心となる体制でございます。そして、本部の事務的な役割を担いますのが行財政改革推進本部幹事会でございまして、各部局の主管課長クラスをはじめとする幹事でもって構成してございます。

こうした県の体制に対しまして、今回皆様にお願いいたしました行財政改革推進委員会のご審議をいただき、推進本部へ意見・助言等をいただく。その意見、助言等に基づきまして、県といたしましては行財政改革を進めて参るという体制をとっていくこととしているところでございます。

次に、資料6に基づき、今後の大綱の策定スケジュールについて、ご説明を申し上げます。

基本的な流れといたしましては、今年度3月までを目途といたしまして、行財政改革大綱の基本方針、大まかな基本となる考え方を整理し、皆様にご説明申し上げ、その基本方針を決定して参りたいと考えてございます。

この基本方針を決定いたしますと、県といたしましては、各部局におきまして、この基本的な考え方に基づきまして、業務の総点検や改革項目の検討などを実務的に行わせていただくという流れになります。そうした実務的な流れを踏まえまして、7月頃を目途といたしまして、委員会に大綱1次素案を提示して参りたい。そして、1次素案に基づきまして、委員の皆様方のご審議等をいただき、そういった流れと並行した形で、改革大綱の取組というのは県民の生活にも直結する部分もございますことから、県民、あるいは県議会など、いろいろな外部的な部分での情報共有活動、大綱の内容についての十分な説明を行いますとともに、県の仕組みといたしまして、パブリックコメントで県民の方々からのご意見なども承りながら大綱の策定に反映させて参るといった流れをとりまして、本年12月を目指して大綱の策定を進めて参りたいというスケジュールを考えているところでございます。

そして、大綱策定後、20年度末までに具体的な実施計画を取りまとめるということによりまして、現在進めております平成20年度末の現改革から切れ目なく、平成21年4月以降の次期行財政改革へ移行して参りたいと考えているところでございます。

木立委員長:ただいまの説明について、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。鶴海委員、お願いいたします。

鶴海委員:日本銀行の鶴海でございます。今のご説明を伺いまして、三村知事就任以降の大変な財政改革のご努力、多分、他の都道府県に比べても相当な切り込みをおやりになられて、そのご努力は私も大変ご尊敬申し上げるところだと思っております。まさに財政改革の流れの中で、いち早くおやりになった青森県庁の方々のご努力はすばらしいものだと思っております。

1つ、ご質問みたいなことで恐縮ですけれども、細かいことですが、元金ベースのプライマリーバランスというお話が出てきております。私のように財政についてあまり詳しくない人間からすれば、先ほど財政課長様からお話のありました収支バランスというのが本来、元金ベースのプライマリーバランスなのではないかと考えておりまして、基金の取り崩しを前提にされたプライマリーバランスという言葉が、ちょっと私にはピンと来なかったものです。正直言って、先ほどお話された「(仮称)現年度財政収支」と言われているものが本来のプライマリーバランスなのだろうと。そういう面では、地財の交付税の引き下げによってプライマリーバランスの改善スピードは、ここで残念ながら止まっていると認識してよいのでしょうか、ということがまず1つであります。

もう一つは、基金というものはどういう性格のものでしょうか。私は全く財政について詳しくないものですから、ぜひ教えていただきたい。随分昔は1,600億円の基金があられたという統計がございますけれども、そもそもどういう性格のもので積み上がっておったもので、これが消えていくということはどういうことなのか、ちょっと教えていただければと思います。

あとそれに絡んで、普通の会社で考えれば、エクイティと言われている資本の部分に相当する のが基金だと考えれば、資本がどんどん減っていくということだと思いますけれども、当然にし て、リスクバッファーを考えれば資本を厚く持たなければいけないというのが普通の企業であり ます。県は企業ではありませんので、資本を持つかという議論はあると思いますけれども、これをこのまま減らしていくことがどういうインパクトになるのか、ないしは、こういうものを調達するのはあり得ないのかということも含めて、ちょっと教えていただきたい。それについて、特例債というのがそういうものに該当するものなのかということも含めて、ちょっと性格を教えていただければと思います。

木立委員長:ただいま改善ペースに関してのお話が1点、基金の性格について第2点、基金額の バッファーとしての性格、3点の質問があったとか思います。よろしくお願いいたします。

福田財政課長:財政改革に一生懸命取り組んだということを言っていただきまして、本当にありがたいと思っております。先ほど3点ご質問あったものにつき、順番にご回答申し上げたいと思います。

まず1つ目の、元金ベースのプライマリーバランスは、確かに国のほうで使っているプライマリーバランスというものにつきましては、プライマリーバランスの概念でご説明申し上げると、利払い費の分だけ黒字を稼ぐのだということでございまして、それだけ黒字を稼げれば、要は、ストックの県債残高、公債残高が利払い費の分だけ増えても、その分だけ黒字で穴埋めできますので、元金部分については増えない。つまりは、基本的に、公債残高を去年に比べて増やさないという意味で、今回、元金ベースのプライマリーバランスという言葉を使っています。国に合わせた説明になりますと、利払い費の分だけプライマリーバランスを黒字化するという説明が本来になるところですけれども、わかりやすさという意味では、元金ベースのプライマリーバランスという形で今まで表現させていただいているということでございます。

それから、それとも絡むわけでございますけれども、基金の性格ということにつきましては、 国のほうには基金がございませんので地方財政の部分ですが、国の国家財政に比べると規模が小 さい部分があって、年度間調整で、年度によってかなりブレがあるという部分がございます。そ うした年度間調整で基金をある程度持つということは必要なのかなと。年度間調整の意味でございます。

この中身は基金によっていろいろ違いまして、特定目的に充てるような基金もあれば、一般的な年度間の財政収支の調整に充てるような基金もございまして、こちらで普段お示ししているのは、ある程度財政収支の調整に充てられるような、本県には4つそういう基金があるわけでございますけれども、そういった基金を調整できるものとしてご説明しているというところでございます。

この基金が資本に当たるのではないかということにつきましては、県でもバランスシートというものをつくらせていただいていまして、この基金の残高、預金につきましては、バランスシートの上で資産に該当するのかなと。その資産と、県債とか負債の部分がありますので、それを引いた部分が正味資産。まさに預金が減少すれば正味資産の部分が減少するわけでございますけれども、そのほかに県の資産としては、例えば、インフラ財産みたいなものも資産になっておりますし、別途、県債残高は増え続けているわけで、結局、正味資産が減っていくわけですけれども、ある程度負債の伸びを止めれば、資産のほうも確かにインフラ資産は減価償却の部分が出てまいりますので、正味資産が減少する部分があるわけですけれども、基金の部分でいくらもつかという意味では、資本という概念で普段見ていることは実はあまりないのかなと思っております。

資金繰り、流動性の問題なのかなというところもあるわけですけれども、先ほど特例債のお話がありましたけれども、特例債はそのまま必要な分だけ発行できるということであれば、ある程度いいわけでございますが、地方公共団体の県債、特例債の発行については厳しい制限がありまして、なかなか必要な分だけ発行できるということではなくて、おそらく発行の前に、先に財政再生団体のハードルとかに引っかかってまいりますので、そこに行くまでに、基金があるうちに持続可能な財政構造を確立していく。先ほど申し上げた特例債の活用という部分につきましては、資金繰り上、制度の範囲内で発行できる分については、一定程度活用していかないといけないのではないかと考えている次第でございます。

木立委員長:今のことに関して、何か質問ございますか。石田委員、お願いします。

石田委員:基金の関係でお伺いしたいのですけれども、青森県のような自治体の場合は、基金として持っておくべき適正な額というものがあるのかどうか。あるとしたら、どのくらいを想定しておくべきなのかお伺いします。

福田財政課長:今のご質問、本来ならある程度、一定額の基金を持っておきたいというところは正直ありまして、先ほど年度間でどういう支出のブレが生じるのかといったことも念頭に置きながら、一定程度、基金残高を保有したほうが望ましいというふうには考えているわけでございます。ただ一方で、現実の数字を見れば、そういう見通しを持って、何とかその分確保して、その部分は基金に手をつけずに何とかその年の予算を組んでいくということは、現実問題として非常に難しい状況にございます。現時点でマイナスということは当然あり得ないわけでございますけれども、ある程度残してというところの検討まで具体的に進んでいるわけではなくて、何とかこの基金があるうちにやっていける財政構造をどう築いていくのかということがまず先に課題になるのかなと考えております。

木立委員長:元利ベースのプライマリーバランスだと、元金と利金の支払分まで新しい借金をするというバランスですよね。元金ベースだと、元金の分だけ借金するということで、より厳しいプライマリーバランスの指標を提示しているということだと思いますが、鶴海委員の質問は、基金の取り崩しまで含めると、進捗度合いはどうなのかという質問かと思います。参考のところで新しい指標が出ておりますので、その辺もう一度お願いいたします。

福田財政課長:まさにご指摘、そのとおりで、繰り返しになりますけれども、一般的に使われるプライマリーバランスだと、利払い費の分だけ県債残高が増加していくということ。それに対して、元金ベースだと利払い費の分も増加せずに、そのままフラットになるということだと思っております。これから先、今まで基金を取り崩した分がどうなのかというのは、まさに今後ご議論いただこうかと思っているところでございまして、今申し上げた数字を足すという部分、要は、貯金を取り崩した分だけ借金が減っているということをどう考えるのかということなのかなと思っております。先ほど申し上げた、元金ベースのプライマリーバランスの数字と基金の取崩額を足した数字で見れば、もしそれをゼロにすることができれば、基金を取り崩した分だけ県債残高が減る。要は、貯金と借金がリンケージした形で見れるのかなと。そういう形で、まさにご指摘の内

容に沿いまして、そういうご提案を一つの案としてお示しさせていただいているところでございます。

今申し上げた水準でこれからゼロにできるのかどうかというところになりますと、これは数字のほうはよく考えていかないといけないのかなというところでございまして、これを改善させていくことは非常に大事だと思っておりますけれども、それをどこまでやっていくのかというのは、個々の改革の内容の積み上げとのリンケージの部分がございますので、そういった面も含みながら、今後考えていかなければならないのかなと思っております。

鶴海委員:多くしゃべって申しわけないですが、今度の行財政改革大綱というのは、今後の5年間ということでよろしいのでしょうか。どのくらいをスパンとしてやっていらっしゃるのかわからないのが1つ。

その中で、私は、経済を見ている立場とすれば、財政改革のスピードは、県の経済の情勢に応じて、一気に進めればいいというだけのものではないという部分もあろうかと思っていまして、そういう面では、どのくらいのタイムスパンでこれをどういうふうにやっていくかということを長期にお示しされて、それを国民ないしは債権を持っていらっしゃる投資家に見ていただくということだと思っておりますが、今度出される大綱では、この元金ベースをまずプラスにするという目標なのか。それとも、【参考】の「(仮称)現年度財政収支」の数字をプラスにするという考え方を打ち出すということなのか。

そのところは結構重要で、県民の皆様も、ストックは減っているけれどもフローは悪いですと言われてもよくわからなくて、フローが悪いからストックも悪くなっているのですと。まさに預金が減っているだけですということですので、県債は増えなくても預金が減れば、結局ストックも悪化していることだと思いますので、指標のつくり方そのものを県民にどう伝えるか、ないしは、それがどういう目標になるのか。ここが大綱を決める際の、なおかつ、私は一気にやれという議論ではないと思っておりますので、スピードも含めて、その辺のところの目標の置き方、我々が議論していくためのベースとしてどう考えればいいかというのを教えていただければと思います。

海老原総務部長:資料4の4ページをご覧いただきながら、今、鶴海委員からご質問があったこと にお答えしたいと思います。

財政の健全化を図る指標として、いろいろな段階があるわけです。下から見ていくと、「財政再建(再生)団体への転落回避」。破綻するのは絶対にだめだということをまず書いてあるわけです。その次に低い目標として、確かに財政用語で難しいのですが、「元利ベース・プライマリーバランスの黒字化」というのがあります。これは、元金と利子の支払分の範囲内で借金するということですので、平たく言えば、利子の分だけは借金が増えてもしようがないという考え方です。もう一つ志の高い目標を立てようとすると、先ほど質問があった、「元金ベース・プライマリーバランスの黒字化」。現大綱、ご審議いただく前提になる今の大綱では、これを目標にしております。元金ベースでプライマリーバランスを黒字化すると、どういういいことがあるかというと、県の借金の残高が減るということになるわけです。

今回でそこを目標にしていますので、次の大綱でどこを目標にするかということが議論になる わけです。理想は、一番上ですが、「財政収支の均衡」。すなわち、基金を取り崩さなくても財 政が回っていく。貯金を崩さずにお金が回っていくのが収支均衡です。ただ、これまでるる説明しているように、そこに行くのは、まだものすごくハードルが高いわけです。各自治体とも明日にも倒れるということで、本県だけではなくてみんな苦しんでいる状況にあります。そうすると、「元金ベース・プライマリーバランスの黒字化」、借金が増えないようにしようというところと、「財政収支の均衡」、貯金を崩さなくてもやっていけるという間で何かあるのではないかということで、今回、借金残高と貯金残高、これは県債残高と基金残高になりますが、借金と貯金を両方見て、それを黒字なのか赤字なのかを見ていこうではないかということを、提案しているということだと思っています。

借金と貯金を合わせて「(仮称)現年度財政収支」と名付けていますけれども、どう分かりやすく県民に伝えていくかということが一つの大きな課題だと思っています。この委員会の中で、年末の大綱策定に向けて、よくご相談させていただきたいと思いますし、逆に、いろいろなお知恵をいただければと思っております。我々、実際に実務をやっている立場から見ると、どうしても小難しくなってしまいます。こういうことではないのかという貴重なご意見をいただけると、まさにありがたいと思っています。

あともう一点、「(仮称)現年度財政収支」でみると、改革は停滞しているのではないかという話ですが、そういう見方はあると思います。「元金ベース・プライマリーバランス」は確実に減らしてきているのですが、平成19年度は、平成18年度の交付税を余計にもらい過ぎたところがあって、平成19年度の交付税がその分少し減ったものですから、財政調整をするという意味もあって、基金を余計に崩しています。そのため、両方並べてみると、ほぼイコールになっていることがあります。ただ、トレンドとしては改善の傾向にあると思っていますが、19年度はいろいろな要因があって、年度間の財政調整を若干したところがあります。

これを今後に向けて、基金と借金を両方ならしてみても赤字が減っていくような体制をつくっていかないといけないということで、今、頑張っているというところでございます。うまい説明の仕方というか、わかりやすい表現法等について、いろいろお知恵をいただければと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、期間のお話もありました。これは3年なのか5年なのかというのは、内部もいろいろ議論しているところでありまして、もう少しお時間をいただきたいと思います。過去には3年の大綱だったときもありました。また、今の大綱は5年です。まさに委員がおっしゃったように、目標をどこに設定するかということと大きく関係してくると思います。また、取組項目によっても、5年のスパンで考えないと前に進まない大きなものもあれば、3年というスパンで考えたほうがより適切なものもある。ものによっては10年ぐらいの長い目で見ないとものにならないものもあるわけでして、取組項目ごとに時間は一義ではないというか、いろいろあると思っています。そういう中で、期間のない計画はあり得ませんので、期間を決めなければいけないということで、いろいろ今考えているところでございます。また近々、そこもご相談できればと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

木立委員長:ありがとうございました。たくさんのご説明がありましたので、できればほかの項目 についてもご発言があればと思いますが。若山委員、お願いします。

若山委員:借金とか利子とかという話が出てきましたので、これは企業会計の出番だなと思ってま

して、先ほどから待っていました。今のことと別なことと2つあります。

基本的に、会計の基準は公会計と公益法人と企業会計の3つありまして、公益法人は今、企業会計に近づこうとしています。公会計も企業会計の視点で、もっとわかりやすくしていくべきだという考えを持っているのですが、普通、借金が多くてどうしようもない会社を再建しようとする場合には、借入金を棚上げして利子を払いなさい、あるいは、利子はまけるので元金は払いなさいとか、または、期間の問題とかという話になってきます。ですから、プライマリーバランスをどう考えるか、あるいは、基金をいくら取り崩すかという話よりは、先に行政改革のプランを作ることが先決です。歳入の範囲内で歳出をいかに抑えるかがきちんとしなければ、その議論にはならないのかなという感じがして、先ほどから聞いていました。これが1点、先ほどの延長での話です。

それから、資料1で、今後は行政改革と財政改革一体になって大綱をつくりますという話ですから、いい意味では前進かなと思います。基本的には、3年をベースに考えていただきたいと思います。理由としては、経済環境もいろいろ変化していますので、行政の方の目で見る外部環境と内部環境、それから、県民の目で見る外部環境と内部環境を踏まえた上で基本計画をぜひ策定していただきたいと思います。

資料6で今後の流れを見た場合、2月で基本方針案が決定され、方針を提示、審議ということになって、その間、委員会が開催されないわけですけれども、この辺に県民の目線で見た外部環境、内部環境をもう少し基本方針に反映させるような機会をぜひつくっていただきたい。

それから、平成21年以降の基本方針は、丸っきり示されていないわけですけれども、普通の企業でも3年、5年の中期計画をつくりながら取り組んでいる状況ですので、そこは早く取り組むべきかなと思いました。

それと、財政改革は最大の重要課題だと思いますので、それだけに終始するのではなくて、改革するには夢がなければだめですので、夢をきちんと県民にどのように示すのかというところも行政の考えをはっきりしてほしいと思います。そのためには、県民に対するサービスを実行しながら財政改革を図るということが一番重要だと思います。それをするために業務の改善、行政の人たちが取り組んでいる仕事のやり方を改善していく。人材の育成と組織全体の改革。財政の改革と県民に対するサービス、業務の改善と人材と組織の変革、4つの視点からバランスを考えて大綱を策定し、あわせて県民の意見を基本方針を策定する段階で、もう少し汲むようなスケジュールを入れてほしいと思いました。

木立委員長:ただいまのお話は要望ということで伺ってよろしいですか。

若山委員:要望と、前段のほうは意見として話しました。財政計画がきちんとしなければプライマ リーバランスをどうするか、あるいは、基金をどう崩すかという話はないですよということです。

木立委員長:柳澤委員、お願いします。

柳澤委員:NPO推進青森会議の柳澤と申します。今までのお話を伺っていまして、いよいよ地域のことは地域でやっていかなければいけない時代が来たのだなと、随分前からそうは感じていましたが、本当に切羽詰まっているところに来ているなと感じています。今の状態ですと、県の職

員の方が一生懸命やっていらっしゃるというのもよくわかるのですが、それにまだまだ県民がついていないなというのが自分でも反省すべきところですが、そういう感じがしています。

私個人の考えている中では、どうやって歳出を減らしていくかということももちろん大事ですけれども、一方で、社会保障をどう減らしていくかとか、税収をちゃんと考えていくかということも絡めなければ、どうしたってきちんとした行財政改革にはならないと思っていますし、大企業が少ない青森県にとって、企業はきちんと税金を納めて地域に貢献していくのだと、本当に考えている企業が非常に少ないと感じています。ですから、商工の関係ですとか、市民の社会保障を減らしていくのは健康とか福祉といった部門になるのでしょうけれども、そういったところでまだまだ県民がやるべきことはたくさんあるのかなと。

県のこういう資料(資料3)は私でもよくわかるので、とてもいい資料がいっぱい出ていると思います。でも「こういうのが出ているよ。読んだことある?」と聞くと、なかなか読んでいる人がいません。せいぜい新聞の広報どまりだと言っている人がとても多いです。とてもわかりやすいこういう資料をみんなが手に取って読んでくれる工夫をもうちょっとできないものかなと常々感じておりました。

木立委員長:どうもありがとうございました。ほかに。藤村委員、お願いします。

藤村委員:この場に立たせていただいて、先ほど知事さんからの証書をいただいたときに、「市民の目線で何でもおっしゃってください」という言葉に甘えさせていただいて、本当に基本的な質問をさせていただきたいと思います。

先ほど何名様からのご説明の中で、「身の丈に合った」という言葉を何度かお使いになっていたのですが、それは、単年度のやり繰りで青森県がやっていけるのが身の丈に合ったものなのか、その辺を聞いてから私なりの意見を述べたいと思っております。

福田財政課長:「身の丈に合った」は、いろいろなとらえ方があるかと思いますが、基本的には、 財政力に見合ったという意味で、どのくらい収入があるのかといったことが中心になると思って おります。

木立委員長:どうもありがとうございました。ほかに。熊澤委員、お願いします。

熊澤委員:熊澤でございます。この委員を受けるに当たって、私も気軽に引き受けたのですが、も らった宿題が膨大でありまして、眠い目をこすりながら見ていました。

一応目を通して、私が一番質問したいなと思ったのは、参考資料3の「行政改革大綱における推進項目等」の部分(30~31頁)で、ここはこれだけでいいのかな、ここはどうなのだろうかなという一番わかりやすいというか、その辺を質問していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず「 3 職員給与の適正化」の項目です。財政のところでかなりの県職員の人たちは給料をカットされたりしているわけですけれども、私から見れば、職員だけで果たしていいのかと。 青森県の中には県会議員さんがいますよね。私、あるときふっと耳に入ったことで非常に不思議 に思ったのは、議員さんは給料制ですよね。給料制のほかに、議会中に出てくれば日当いくらと いうのがあるという話を聞いたのですが、年間にすればどのくらいの議員に対する報酬、それら 諸々の金額が払われているのか、私にとって興味があるし、削減するといえば、この辺も削減し ていったほうがいいのではないかという気もしています。

次に「 6 (4) 財産の処分等」の項目です。県にどのくらいの財産があるのか。これを処分した場合にどれぐらいの収入になるのか、この辺もお聞きします。

次に「 1 (10) 公営企業の見直し」の項目ですが、この見直しにはどのようなものがあるのか。わからないので聞きたいです。

- 「 3(4) 民間資金の活用」の項目ですが、これはどのくらいの方が、どういう民間の資金があるのかというのと、どの場面に民間の資金が活用されているのかということです。
- 「 6(2) 各種協議会等への関与の見直し」というのは、どのぐらいの協議会にどのようにして関与されているのか、それを今後どのように見直していきたいのかということです。

それから、「2(4) 県民との協働」とは、どういうものがあるのか。

最後に「 4(5) コスト意識の徹底」ということについて、かなりの職員の方たちの人数が削減されておりますので、仕事をしていく上で、職員の方たちの負担になって、1人当たりの仕事の量が相当増えているのではないかと思います。大分前、私も何かにと県庁に足を運んだことがありまして、その時点でふっと耳に入ったのは、予算編成の時期になれば、県庁に泊まり込みで事務事業に当たらなければならないということで、そういう場合の残業手当とか諸々の経費は、一体どれぐらいかかっていっているのかなということが私たちにとっては非常に知りたい部分です。

今、これ全部を答えてくださいとは言いません。この次の会議までにわかる範囲内でお願いし たいと思いますので、よろしくお願いします。

海老原総務部長:細かい数字は手元にないものもありますので、大まかにお話しさせていただきたいと思います。

まず、「職員給与の適正化」ですけれども、我々県職員、5年間ということで、平成16年度から20年度までカットしております。5年間という期間でやっているのは全国でもほかにないと思いますので、率、期間ともに全国でもトップクラスの厳しい取組をしていると思っています。

議会においても相応の経費節減をということで、議員さんの議員報酬、日当の支払いも適正化するような検討委員会を設けて議論していただいておりまして、私ども知事部局のみならず、県議会サイドでも厳しい見直しをしている状況にあります。なお、知事部局の職員で言うと、給与カット、定数削減も大きくやっていますので、ざっとこの4年間で400億円ぐらい、財源を職員から出してもらっているということになります。

次に、「歳入確保」で、売れる財産はどれぐらいあるのかということですが、県の財産は膨大です。ただ、実は売れない資産が大部分です。例えば、道路、交番、県立学校、こういったものが資産の大多数を占めていますので、売却可能性がないものが多いというのが民間企業との違いになってくるかと思います。ただ、売れるものもあります。例えば、組織再編をして庁舎が要らなくなったのでこれを売りに出すとか、あとは、職員宿舎です。職員数が減っていますので、宿舎に空きが出ていますので、職員にどんどん移ってもらって、1棟丸ごと空けてもらえば売却できるわけです。そういったこともやっていかないといけないと思っています。今年度も数億円のオーダーで売っておりますし、来年度以降も売っていかないといけないと思っています。これも

全国に先駆けた取組をしておりまして、この前、全国の協議会の大賞もいただきました。NTT 東西とかマイクロソフトを抜いての大賞もいただいておりますので、そういったことも説明させ ていただきたいと思っています。

「公営企業の見直し」ということで、これは県で発電事業をやっておりました。発電事業も今度、東北電力さんに売却するということをやっております。あと残っているのは工業用水道、企業さんの工場はものすごく水を使いますので、工業用の水道を供給するというのを県が行う企業としてやっているものがあります。これをどうしていくかというのは今後の課題です。

それから、「民間資金の活用」というのは、県が本来、借金して事業しなければいけないものを、社債なり証券なりを発行して民間ベースで資金調達をして、民間ベースで事業してもらうという手法がありまして、なかなか他県でもうまくいっている例は少ないと言われていますが、そういったものをいろいろ模索していきたいということを考えております。

あとは、「コスト意識の徹底」というところで、超勤が増えているのではないかということですが、厳しい事態の予算ですので、いろいろな議論はしておりますけれども、なるべく超勤を少なくということで、今でもかなり超勤はありますけれども、これも極力減らしていきたいと思っております。

また細かいデータ等をご利用であれば、何でも事務局のほうに言っていただければと思います。

木立委員長:柳澤委員、お願いします。

柳澤委員:今のご説明の中に、財産の処分等のところで、売れないような資産がほとんどだということで、売るだけでなくて、例えば、民間活用という方法ももちろんあると思います。これも当然お金がかかってくるわけですけれども、市民金融の仕組みなどを使いながら、事業をやる側がきちんと資金調達まで含めた提案がされた場合は、こういうのを使える可能性はあると考えてもよろしいのではないでしょうか。

木立委員長:石田委員、お願いします。

石田委員:資料4の5ページに、「身の丈に合った歳出規模への改革」ということで、具体的な項目として、人件費と普通建設事業費、この課題が載っているわけですけれども、あえてこの2つの課題を、大項目で言いますと「行財政改革の今後の課題」という項目の中に組み込んでご説明いただいたという理由がもしありましたら教えていただければと思います。

福田財政課長:こちらにつきましては、特に歳出費目の割合が高いものとして、一番高いものとその次ということで、何もこれに限ったものではなく今後考えていく必要があると考えております。

木立委員長:ほかに質問はありますか。藤村委員、お願いします。

藤村委員:先ほどの熊澤委員の質問の中で人件費のところが出たのですが、その関連で、資料2の6ページにある一般行政部門の職員数のところの注釈についてご説明いただきたいと思います。

小寺人事課長:職員数については、資料2の6ページと7ページに状況を掲げさせていただいております。

6ページでいきますと、一般行政部門計の職員数が4,802人となっておりまして、一方、7ページの適正化の取組状況の数字でいきますと、4,841人ということで、約40人ほどの差があるわけですけれども、適正化を進めるに当たっては、県のほうで今、再任用ということで、60歳で定年退職した方を一般職として再任用するという制度を導入しております。適正化のほうでいきますと、再任用の部分も含めて適正化を進めていくということにしておりますので、取組状況の数値では再任用の分も含めているわけですけれども、一般行政部門の内訳の中には、その分を含めていない数字になっていますので、その分で、少し数字に差があるということでございます。

木立委員長:いろいろご発言いただいていますが、まだご発言されていない委員の方、お願いいた します。竹鼻委員、お願いします。

竹鼻委員:私は小さな中小企業をやっていまして、削減、改革といいますと、すぐお金のほうにいってしまいます。でも、これを見てみますと、5年間で800名の削減というのは、先ほど熊澤委員が言ったように、どうなるのだろうと思います。私も60名の従業員が工場におりますが、4人リストラするのに2カ月悩みました。

県と市と考えてみると、自分の県民税は何に使っているのだろうとか、そういうことはちょっと考えたことがございます。でも、自分も五所川原市に住んでいながら、今年はお金がないからこのイベントをやめよう、あれもやめよう、市民が不満だらけでございます。年寄りのイベントを取ってしまったとか、そういうこともたびたび話がありました。

ですから、先ほど熊澤委員が言ったように、県議会議員さんも給料制でなく、議会が年間何回 あるかわかりませんが、出たときだけの報酬ということも考えていけばどうなのでしょうか。県 議会からそういうふうなことをやっていけば、市、町、村もこの先、考えていくのではないで しょうか。胸にあることを言わせていただきました。

木立委員長:ご意見ということです。まだご発言なさっていない方。小形委員、お願いいたします。

小形委員:小形でございます。私は数字のプロでもないので、プライマリーバランスだか、セカンダリーバランスだかよくわかりませんが、実感として、聞いていると非常にやり繰りは大変だよと。倹約、節約をいっぱいやって、これ以上できません。貯金は崩したくない。でも、おやじの給料は上がらないねという感じが、一言でいけば、そんな印象かなという感じがします。

資料が300ページ以上あるのでしょうか。私も不眠不休ではないですけど、一通り目を通してきましたけれども、節約、倹約はいいけれども、生活創造社会の「創造」がよく見えてこない。別に「創造」していただかなくても我々は毎日生活しているわけで、県が言うところの「創造」というのは、これから高齢者が多くなるわけで、もう少し年寄りが生き生き、あるいは、子供さんたちが将来に対して希望を持っていけるような「創造」というのは一体何なのだろうか。今すぐアイデアを出せとか、具体的というのは難しいのでしょうけれども、それにしても、一つの財源というのが何かの形で確保できなければ、結局、今の苦しいところからにっちもさっちもいき

ませんよというのが皆さん、本音のような顔をしていらっしゃるので、もう少しそこにソフトを 入れないとアイデアが出てこないのかなと。

私はもう少し公共投資をやったらいいのかなという錯覚もありましたけれども、これを見たら切なくて、公共投資も全国トップランクだということがありまして、切ないのではないかという気がします。同じ1,000万円なりを投資するにしても、もう少し波及的に、民間と協力してやる形で、同じ1,000万円が1億円になるようなイメージで。土建などで1,000万円やったら1,000万円消費するという形になるでしょうけれども、今、そういった建設型の公共事業はフローしないということがあるので、もう少しお金が回るという景気のよさを実感できるような施策が欲しいなと。これは批判ではありません。私は民間企業にいたので、中分類目標を挙げて、数値目標を掲げて、進捗率を見ていくというのは非常に苦労されていると思いますので、ご苦労はよくわかりますから。ただ、先ほどの三村知事からもありましたけど、県民の視線ということから言うと、もう少し明るい未来のタイトルが欲しいなという気がします。

これは意見ということで、ひとつお願いします。

木立委員長:長根委員、いかがですか。

長根委員:大変厳しい状況をますます痛感いたしました。厳しい中でやり繰りをしていく、決断をする上で、理念を共有できればいいなと思いますし、全員参加でこれを決めていかなければならないと思いました。よろしくお願いいたします。

木立委員長:どうもありがとうございます。須藤委員、お願いいたします。

須藤委員:むつ市の須藤です。私もむつ市にいて行政改革のほうへは何回か入ったことがあります。 そこで、これは財政と大きく関係あると思いますが、指定管理者制度になった建物も何個かあり ます。県としてはこの指定管理者制度に思い切り取り組んでいるのだろうと思いますけれども、 現在はどんな思いで指定管理者制度を位置づけているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

林行政経営推進室長:指定管理者制度についてご説明申し上げます。この指定管理者制度と申しますのは、法律に基づきまして、一般県民の方々が利用する公の施設の管理運営について、県が直接行うのではなく、指定管理者の指定を行いまして、民間事業者が管理することを可能とする仕組みでございまして、県におきましては、平成18年度から指定管理者の制度を入れております。今、手元に細かい資料がございませんが、かなりの数の県の施設がございまして、そのうち、たしか60程度の施設について、指定管理者制度を導入いたしました。

そして、その場合におきましては、これまでの県の直営、あるいは公共的な団体に対する委託を行ってきた部分について、指定管理者制度を入れることによりまして競争原理、いろいろな工夫を行いまして、管理運営を効率的に、あるいは、お金の面で効率的だけではなくて、利用者に対して、例えば、利用時間を長くするとか、従来ですと日曜日はお休みであったものが日曜日も利用できるような形にするとか、お金の面での効率化と利用者に対するサービスでのレベルアップという面を図れるような形でなるべく一般公募を行いまして、可能なところに、先ほど申し上げた県の施設の管理運営を行うように取組を進めているというところでございます。

基本的に、コスト面におきましても、トータルの面での効果はまだきちんとした数字をお示しすることはできないところでございますが、先ほど財政課でも申し上げたように、県の行政コストの部分で毎年取りまとめている資料の中に、一部そういった部分の、ある分野だけでのデータを申し上げますと、指定管理者制度を行うことによりまして、従前のものにかかる経費よりも、たしか10%近い経費のコスト削減などが図られているという数字が、うろ覚えでございますけれども、そういうデータもございます。したがいまして、今後とも、コスト面での効率化と、一方で、サービスの拡大を目指しながら、今まだやっていない施設もございます。そういった部分も含めて、今後さらにどうやって進めていけばいいのかというのは今後の検討課題であるとも考えているところでございます。

木立委員長:どうもありがとうございました。ほかに質問はありますか。

私から。県立保健大学の独法化とか組織を変えるというお話がありますけれども、どの範囲で行財政改革するかということです。そういったところを範囲外にすることによって改善するけれども、実は、今まで公の部分だった全体として改善しないということになると、成果重視ということにはならないと思うのですけれども、行財政改革の守備範囲をお聞きしたいと思います。

林行政経営推進室長:お答えいたします。今、一例として委員長から、地方独立行政法人化という 形で、仮に県の外に出た場合というケースも含めて例示がございました。基本的には、現状は、 県がかかわっているすべてに対して所管してご意見を言っていただいてよろしいだろうと考えて ございます。法律上なり形式的には、地方独立行政法人という形になって、県の外になったにし ても、県が100%出資して、県が相当程度の責任を持って運営していくということには変わり はないわけでございますので、いわゆる県の関与という部分で、委員の皆様方からのご意見を踏 まえて、そういった部分はこれから県としても十分反映していかなければいけないという認識の もとに、基本的に県の関与する部分というご理解でよろしいかと思ってございます。

木立委員長:どうもありがとうございました。ほかに。

それでは、今回は組織会ということで、これからスケジュールに沿って、次回以降 1 2 月策定を目指して、先ほどの予定どおり進めていくことになると思います。委員の皆様、これからもよろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

若山委員:先ほど、私を含めていろいろな委員から意見があったと思いますけれども、それに対する回答は、次回でも聞ける機会があるのでしょうか。言いっぱなしであれば、皆さん欲求不満になると思いますので。

石田委員:先ほど若山委員からお話がありましたが、2月の基本方針案決定を受けての進め方といいますか、ある程度少し、我々ももみ砕けるような運営といいますか、段階を踏んだ運営ということにしてもらえないかという意見があったと思いますが、その辺もお願いしたいと思います。

林行政経営推進室長:その部分はこれから、私どものほうでも十分検討させていただきまして、委

員の皆様方のご理解を得られる方法を十分検討して、また、公式の検討委員会のほかにも説明の 方法なり十分考えた上で、ご相談を申し上げたいと思います。

木立委員長:今の回答でよろしいですか。それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、予定の時間が近づいてまいりましたので、ここで議事を終了するということで、進行 を事務局にお返しいたします。

8 閉会

小笠原副参事:ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、総務部長よりご挨拶を申し上げます。

海老原総務部長:本日は長時間にわたるご審議、大変ありがとうございました。各委員からは貴重なご意見、ご提言をいただいたと思っております。本当に感謝をいたしております。

我々も行財政改革は県政の最重要課題の一つだということで、今までも、内部でいろいろ議論して参りました。ただ、今日この場に出て改めて思ったのですが、中で議論していますと、どうしてもタコ壺になるといいますか、細かいところに目が行くといいますか、内輪の議論になる部分があるなと、今日改めて思ったところでありまして、各委員の皆様からいろいろなご指摘をいただきました。一つ一つ大変重いと思っておりまして、我々もいただいた意見をしっかり受けとめて、今後の検討に生かしていかなければいけないと強く決意をしたところであります。

「生活創造社会」ということを県で言っておりまして、明るい部分もないとやっていられないなというか、辛いなと、我々もまさにそうだと思っております。一方で、県の長期計画というビジョン、経営ビジョンのようなものですが、つくっております。

この行革大綱は県がいろいろな新しい仕事をしていくビジョン、これも20年度で切れますので、21年度から新しい計画、ビジョンをつくることになるのですが、やっていくためには、財源とか人員とかが要りますので、この行財革大綱は新しい経営計画というか、長期の計画というか、県がやる仕事を出していきますので、それを支えるための基盤づくりということで、明るい部分が片輪だとすると、もう片輪ということで、両方が両輪となって県政を進めていくという位置づけにもしていきたいと思っておりますので、この行革をやることで明るい部分も出てくると私どもは考えているところでございます。

また、民間活力の活用ということでいろいろ考えられないかというお話もいただきました。他 県でも今まで、官は官、民は民というやり方が多かったですが、官と民が一緒にやることで新し い公が出てくるのではないかと言われていまして、何かいい知恵が出てくるのではないかと思っ ています。今日もご意見をいただいたわけですが、いろいろまたお話しいただいて、我々も考え ていきたいと思っております。

県庁も何分お金が大分少なくなってきておりまして、本県の場合、国から来る補助金と交付税が歳入のほとんどというか、かなりの部分を占めていますので、歳入の自由度がありません。そうすると、まさに「入るに合わせて出ずるを制さ」なければならないので、歳出をどうするかが大事になってきます。ただ、歳出も介護保険のお金ですとか、老人医療のお金ですとか、教育のお金、警察のお金は法律で基準が決まっておりまして、県で自由にならない部分も実は多いわけです。ただ、そう言っていると何もできないので、何かできるのではないかということで、この

計画をつくり、やっているわけであります。

いろいろ課題はありますが、私どもも何とか県が今後、持続可能な経営体であり続けられるように頑張っていきたいと思っておりますので、委員の皆様のお力をいただければと思っております。

12月まで長丁場、また、大変たくさんの審議をお願いすることになると思いますけれども、ご協力方をよろしくお願いしたいと思っております。

以上で閉会の言葉にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

小笠原副参事:これをもちまして、第1回青森県行財政改革推進委員会を終了いたします。本日は まことにありがとうございました。